

熊本県土木部「建設現場の遠隔臨場」試行要領

1. 目的

本要領は、熊本県土木部発注土木工事の建設現場において、遠隔臨場により「段階確認」、
「材料確認」及び「立会」を行う場合について必要な事項を定め、受発注者相互の業務効率
化を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 遠隔臨場

遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確
認」、「材料確認」及び「立会」を行うこと。

(2) ウェアラブルカメラ

ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称
であり、使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル
端末を使用することも可能である。

3. 試行工事

熊本県土木部が発注する下記のいずれかに該当する工事を試行工事として選定する。選
定した工事は、特記仕様書に試行工事である旨を記載する。

- 1) 事務所からの距離が遠方で移動時間を要する工事
- 2) 段階確認・材料確認及び立会の頻度が多い工事
- 3) その他、発注者が必要と認める工事

本取組みは、本試行を実施可能とする通信環境等を踏まえ、受注者の希望により決定する
受注者希望型とする。なお、取組みに参加しなかった場合においても、成績評定における減
点等、不利益を被ることはないものとする。

4. 適用の範囲

本要領は、遠隔臨場を試行するために必要な機器等を用いて、『土木工事共通仕様書』に
定める「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を実施する場合に適用する。

適用の範囲については、以下1) から3) に示すとおりであるが、特に「段階確認」にお
ける遠隔臨場項目（現場臨場項目）については、受発注者相互の技術者育成・技術力向上等
を勘案の上、受発注者で協議を行い決定すること。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけで
なく、現場不一致、事故などの報告等でも活用が期待されることから、受注者の創意工夫等、
自発的に実施する行為を妨げるものではない。

1) 段階確認

- ・段階確認一覧表【別紙1】に示す「遠隔臨場適用」に記載する項目・内容について、遠隔臨場を適用することができる。
- ・段階確認一覧表【別紙1】に掲げられた項目以外で段階確認を要する項目が発現した場合、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合には、臨場に代えることができるものとする。
- ・監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認を実施する。

2) 材料確認

- ・段階確認一覧表【別紙1】に示す「遠隔臨場適用」に記載する項目における使用材料の確認に、遠隔臨場を適用することができる。
- ・前項のほか設計図書において監督職員の承諾を受けて使用することを指定された材料についても、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合には、臨場に代えることができるものとする。
- ・監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの材料確認を実施する。
- ・工場製作工（共通）において、受注者は鋼材に JIS マーク表示のないものについては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。
 - 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
 - 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
 - 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

3) 立会

- ・『土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-2 用語の定義」に定める「立会」に適用する。
- ・ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

- ・監督員が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常どおりの立会を実施する。

上記1)～3)において監督職員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

5. 遠隔臨場による段階確認等の実施

1) 施工計画書の提出と機器の準備

- ・受注者は、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、機器構成と仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法について施工計画書に記載し、提出する。

- ・現場で必要となるウェアラブルカメラ等の機器は、受注者が準備・運用するものとする。

- ・発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末を利用する。

- ・利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有する端末で利用可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

- ・発注者が使用する端末等を受注者が準備することも可能とするが、その場合、その調達に要する費用及び通信費は、受注者の負担とする。

2) 遠隔臨場の実施及び記録と保存

- ・遠隔臨場は、主任監督員または総括監督員（以下、「監督員」という。）により実施する。（現場技術員単独での実施は認めない。）

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

- ・受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

- ・記録にあたり必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。

- ・終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。

- ・受注者は、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通信中の監督員の映像を含む画面キャプチャ（写真）や状況写真のいずれかの方法により、遠隔臨場の実施状況を記録するものとする。

- ・実施記録は、「段階確認」及び「材料確認」の場合、通常の現場立会と同様に、情報交換共有システム等を利用し提出するものとし、「立会」の場合は、監督員より提出の指示があった場合に提出するものとする。

3) 検査員による検査の実施

・検査員は、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法について、施工計画書に記載されていること、並びに実施記録が監督員に提出されていることを確認する。

6. 試行工事における費用負担

本試行を実施するにあたり必要となる費用については、諸経費に含むものとし、別途計上しない。

7. アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証及び今後の課題抽出のため、受注者や監督員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

8. 留意事項

- ・受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ・受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーに留意すること。
- ・受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。
- ・本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

この要領は、令和3年1月4日以降に行われる入札公告または指名競争入札通知から適用する。